

税制調査会（第15回総会）議事録

日 時：平成27年7月31日（金）午後2時00分～

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

○中里会長

それでは、時間となりましたので、第15回の「税制調査会」を開会します。本日は、四半世紀の経済社会の構造変化の「実像」を把握するためのセッションの第三回目となります。

前回17日の総会では、「人口構造」と「家族」について、事務局からの御説明とともに、一橋大学の小塩教授から「再分配」についてのプレゼンテーションを行っていただきました。

その中で、1990年代の半ばを境として、人口面では生産年齢人口が減少する、また、家族の面では、いわゆる「専業主婦モデル」が変容し、共稼ぎ世帯の数が専業主婦世帯の数と逆転する等、様々な構造変化が生じているという点。

そして、結婚・子育てへの対応や、女性を初めとする就労促進によって、いかに働き手を増やしていくかという視点、これが重要ではないかという点。

それから、生産年齢人口が減少し、勤労世帯の比重が低下する中であって、世代をまたいだ公平性という視点も重要ではないかという点。

さらに、年齢にかかわらず、「困っている人を困っていない人が助ける」という仕組みに見直していくべきではないかという点、等の様々な重要な視点が示され、委員の皆様からも有意義な意見をいただきました。

前回申し上げましたとおり、今回は、そうした議論に引き続き、まずは事務局から「家計」や「再分配」の状況等に関するデータを御紹介いただくとともに、東京大学の白波瀬佐和子教授から「少子高齢社会における世帯・家族と再分配のあり様」について、中央大学の山田昌弘教授から「家族格差社会」について、それぞれプレゼンテーションをいただき、議論を深めていきたいと思えます。

それでは、申し訳ありませんが、ここでカメラの皆様は御退室をお願いします。

（カメラ退室）

○中里会長

それでは、議事予定にしたがって議論を進めていきたいと思えます。

ミクロ面の経済社会の構造変化について、財務省と総務省から「家計、再分配の変化」をテーマとして、資料の御説明をいただければと思えます。

○田原主税局調査課長

お手元の右肩に総15-1と書いてあります資料に沿いまして御説明させていただきます。

前回、ミクロの観点から、人口構造や家族の構造変化について御説明しましたが、今

回は家計、再配分の変化について、税制に直接関係しないデータも含めましてファクトの確認をさせていただければと思います。

それでは、「家計の変化」から御説明します。

なお、以下の説明では、1994年と2009年を比較した資料が多く登場しますが、1994年を選びましたのは、前回御説明申し上げましたとおり、1990年代半ばを境としまして、人口構造や家族の姿の変化が見られるといった点に着目したこと、個人所得課税に関わる総合的な改革が最後に行われたのが1990年代半ばであったこと、このような理由によるものです。

2009年を選びましたのは、分析で用いられています総務省の全国消費実態調査の統計の最新のデータであるという理由です。これは6年前のデータのため、足元の動向が反映されていないという点、また、リーマンショックの翌年のデータであることに御留意いただければと思います。

なお、これは5年に一度の調査のため、最新は2014年調査となりますが、その集計につきましても、総務省において現在行われていると聞いています。

それでは、早速、資料の説明に入ります。2ページ目を御覧ください。これは年齢階級別の年間収入と純資産を棒グラフで表しています。ここで言います純資産とは、注にもありますが、金融資産である貯蓄現在高から住宅ローンを除いた負債現在高を控除したものとなっています。

住宅ローンを除きました理由ですが、住宅ローンを組む場合、通常、家計の貸借対照表に住宅や土地が計上されますが、貯蓄現在高にはこれらが反映されていないことから、貸借対照表上のバランスを考えまして、このように整理しました。

左側の緑色の棒グラフが収入、右側のえんじ色が純資産です。ともに各年齢層における平均値を表しています。34歳以下の若い世代においては、収入、資産ともに少ない一方で、65歳から74歳の高齢世帯では、収入は若い世代と同じ程度ですが、資産は多く保有している、このようなことが分かります。

折れ線グラフですが、これは各年齢層の世帯数分布を表しています。高齢化の進展によって、資産を総体的に多く保有する高齢世帯の割合が増加していることが伺い知れます。

3ページ目を御覧ください。先ほどの資料では各年齢階層別の資産と収入の平均値を御覧いただきました。以下では、同じく資産と収入につきまして、平均値ではとらえ切れない分布の状況を二つの切り口でお示しします。

右側の図を御覧いただきますと、一つ目の切り口は、ここで赤で囲ってあるように、世帯類型を二人以上の世帯ということで統一した上で、世帯主の年齢階層を変えて分析しました。

もう一つの切り口は、青の囲いで示していますように、世帯主の年齢構成を全年齢で統一した上で、家族類型を変えて分析しています。

比較する家族類型としましては、夫婦のみ、夫婦と子供、一人親及び一人世帯、この四類型を対象としています。

なお、これらの世帯類型に係る構造変化につきましては、前回の資料で「夫婦と子供のみの世帯」が減少する中で、「夫婦のみの世帯」「一人世帯」「一人親世帯」、これらの三つの類型が増加しており、家族類型の多様化、あるいは家族モデルの変容が起きている、このような御説明をさせていただきました。その資料につきまして、改めて左側に掲載をしています。

次のページ以降においては、まず、赤い四角で囲った世代別の分析、その次に、青い四角で囲った家族類型別の分析を順次行っていきます。それぞれの欄のA-1、A-2という記号が、次ページ以降、右肩にあります資料の符合と一致しています。

4 ページ目を御覧ください。二人以上の世帯のうち、30歳未満の若年層のみを取り出したものがこのシートです。左側の収入の折れ線グラフを御覧いただきますと、若い世代を取り巻く雇用、所得環境の厳しさなどを背景としまして、1994年、青い点線と比較しまして、2009年、これは黄緑ですが、世帯数の分布の山が左の方向にシフトしています。これは400万円未満の収入の世帯割合が増加していることを意味しています。

右側の純資産ですが、これは各収入階級における純資産額の平均をとったものです。左側の収入階級別世帯分布で最もボリュームが大きい300万円以上400万円未満の世帯の2009年の平均純資産額は177万円となっています。これよりも高い収入階級を御覧いただいても、純資産額は大きく増加していません。全体として純資産額がこの類型では少ないことが見てとれるかと思えます。

以下、これと同様、左側に収入階級別世帯分類、右に収入階級別の純資産額の二つのグラフを並べたシートが続きます。

一点、留意事項ですが、統計データの制約上、横軸である年間収入階級の刻みがシートによって異なりますので、御留意いただければと思います。

5 ページ目を御覧ください。こちらは二人以上の世帯のうち、30歳から59歳の層を見たものです。左側の収入階級別の分布を御覧いただきますと、山のピークは600万円から800万円の層となっており、その高さも1994年と2009年では変わっていません。ただし、山の裾野を見ていただきますと、左側の500万円未満の層が増えていることが分かります。これは確定的なことは申し上げられませんが、いわゆる就職氷河期と呼ばれる1990年代半ばから2000年代前半にかけて社会人になった層が30代に到達したことが一要因となっている可能性があるかと思えます。

6 ページ目を御覧ください。こちらは、夫が65歳以上、妻が60歳以上の夫婦のみの世帯、すなわち高齢者夫婦のみの世帯について分析したものです。左側を御覧いただきますと、300万円から500万円付近の層が増えている一方で、700万円以上の層が減少しています。

純資産額は、右側を御覧いただきますと、若年や壮年と比べて、総じて非常に多いこ

とがお分かりいただけるかと思えます。ただし、同じ高齢者夫婦のみの世帯の中でも、平均純資産額には、下は780万円ぐらい、一番上は4,300万円と、このような大きな格差があることも同時に見てとれるかと思えます。

7ページを御覧ください。こちらは、前のページ、高齢者夫婦のみの世帯のデータの補足です。高齢者夫婦のみの世帯につきまして、主たる収入の種類を年収別にまとめたデータです。これは収入階級ごとに、主な収入として、各項目に該当する世帯の割合を示したものです。

例えば、一番左の緑の部分に79.6%とありますが、これは年間収入200万円未満の世帯の合計収入のうち、79.6%が公的年金であったということではなくて、200万円未満の世帯のうち、79.6%の世帯の主な収入源が公的年金であったことを意味しています。

年間収入600万円未満の階級につきましては、緑の「公的年金・恩給」を主な年金収入とする世帯が大宗を占めています。

他方、年間収入600万円以上の世帯を御覧いただきますと、世帯主の「勤め先収入」、あるいは「家賃・地代、利子・配当金」を主な年間収入とする世帯が増加しています。

一番右端の1,500万円以上の年間収入がある世帯を御覧いただきますと、世帯主の「勤め先収入」が41.8%、「家賃・地代、利子・配当金」が40.3%と、このようになっています。

8ページ目を御覧ください。ここからは、先ほど御覧いただきました青の囲い、すなわち、世帯主の年齢を全年齢に統一した上で、世帯類型別に収入、資産の状況を見ていきたいと思えます。8ページ目は夫婦のみの世帯を見たものです。こちらにつきましては、高齢者世帯が増えていることなどを背景としまして、低収入層の割合が増加し、純資産も増加していることが見てとれます。

9ページ目を御覧ください。こちらは夫婦と子供の世帯を見たものですが、先ほど御覧いただきましたA-2の資料の二人以上世帯の壮年とほぼ同じような分布となっています。これは夫婦と子供の世帯の世帯主がほぼ壮年層であることによるものだと考えられます。

10ページを御覧ください。こちらは、一人親世帯のうち、一番上の子供が中学生以下、または高校生、大学生、大学院生である世帯を見たものです。年間収入300万円未満の割合が、1994年と2009年を比べまして増加していることが見てとれるかと思えます。

11ページを御覧ください。こちらは一人世帯です。こちらは高齢者の一人世帯の増加などを背景としまして、低収入の割合が増加していることが見てとれると思えます。

12ページを御覧ください。こちらは、前のページで御覧いただきました全年齢の一人世帯の内数としまして、また年齢の要素が入ってきますが、若年の一人世帯のデータを御覧いただいています。これは一人世帯のうち、30歳未満について見たものですが、年間収入300万円から400万円の世帯が減少しまして、200万円から300万円の世帯

が増加しています。また、純資産額も非常に少ないことが見てとれると思います。

先ほど4ページ目で御覧いただきました二人以上の世帯のグラフでは、左側の収入のグラフにつきまして、世帯分布が左側、すなわち所得が低くなる方向にシフトしていることが比較的明確に見てとれました。他方、この一人世帯では、同じ若年層であっても、二人以上世帯のような明確なシフトが必ずしも観察できません。この理由につきまして、確たることは申し上げられませんが、200万円未満の所得となってしまう場合、一人世帯を維持することができず、親元で暮らすことを選ぶ人が多いのではないかと、そのようなことも要因の一つの可能性があると思われます。

次のページを御覧いただきますと、これは前回御説明しました資料ですが、親と同居する未婚者の割合が、上の緑ですが、20歳から34歳の世代で増加していることがこの資料から分かります。先ほど申し上げましたような現象はこのようなことが反映されているのではないかと考えています。

以上、同一世帯類型の中での世代別、全年齢の中での世帯類型別に収入や資産の状況を見てきました。これらを整理しますと、まず、年齢別の分析においては、若年層は、雇用環境の厳しさなどから、1994年に比べまして収入が減る傾向にあると、このような特徴がまず一つあると思います。

二点目は、若年層と高齢者層を比べると、収入は同じ程度でも、高齢者層は資産を多く保有しているということが伺えます。

三点目は、高齢者層の中でも、収入額、収入の種類、資産額には相当ばらつきがあることが伺えます。

世帯類型別で見ました特徴ですが、前回も御説明しましたとおり、家族の形が大きく変容しているところですが、一人世帯や一人親世帯などが増加をしています。これらの世帯は、1994年に比べまして収入が減る傾向にあることが今回の分析で伺われると思います。これは家族の形の変容に伴いまして、ある意味、経済的に強くない層が増えてきていると、このように言えるのではないかと考えています。

14ページを御覧ください。こちらは、1994年を100としまして、賃金分布の推移を示したグラフです。全体の賃金の中位や下位の層は、足元では少し回復をしていますが、1994年と比べまして下落傾向にあります。これは先ほど御覧いただきました若年層などの年間収入が減っている一因ではないかと、このように考えられます。賃金の下位層が下落傾向にある理由につきましては、これは全体的な賃金の動向、あるいは非正規社員の増加など、働き方の変化などが背景にあるのではないかと、このように考えられると思います。

以上が家計についての説明です。

続きまして、「再分配の変化」について御説明したいと思います。16ページを御覧ください。先ほど若年層などの収入が減少傾向にあると申し上げましたが、これらが日本全体の所得格差にどう影響しているかを見ていきたいと思います。

こちらのグラフは、所得のジニ係数を時系列で並べたものです。統計によって差はありますが、2000年前後以降で御覧いただければ、所得格差はおおむね横ばいであると言えます。

17ページを御覧ください。所得のジニ係数を年齢階級別に分析したものです。まず、若い世代のジニ係数が増加していますが、これは先ほど4ページ、A-1の資料で御覧いただきましたように、働き方の変化などを背景に、若年層の収入分布が下方にシフトする一方、高所得者層は余り減っていないことが要因となっている可能性があります。

高齢者層について御覧いただきますと、右側に赤い矢印が書いてありますが、足元ではジニ係数が低下傾向にあることが見てとれます。これは先ほど6ページのA-3で御覧いただきましたように、高齢者の高所得者層が減少する一方で、最頻値のところの割合が増えて、山が高くなっていることがその一因である可能性が考えられます。

18ページを御覧ください。こちらは相対的貧困率についてお示ししたものです。相対的貧困率とは、等価可処分所得の中央値の半分の額である貧困線に満たない世帯人員の割合のことです。国民生活基礎調査に基づくものと、全国消費実態調査に基づくものの二種類の係数を御覧いただいています。いずれにつきましても長期的な傾向としましては、おおむね緩やかに上昇しています。これにつきましても、相対的に収入が少ない高齢者の一人世帯が増えている、あるいは先ほど10ページのB-3で御覧いただきましたが、一人親世帯の収入が減少している、あるいは雇用の非正規化など、若い世代の働き方の変化が進んだこと、そのようなことが要因として考えられると思います。

19ページを御覧ください。先ほど収入の格差について御覧いただきましたが、こちらは資産のジニ係数を見たものです。資産のジニ係数は所得のジニ係数と比べまして高い傾向にあります。金融資産である貯蓄現在高のジニ係数は足元で漸増していますが、住宅宅地資産につきましても、右側の上のグラフを御覧いただきますと、三大都市圏の地価が下落しているところですが、このようなことを反映しまして下落傾向にあります。

20ページを御覧ください。こちらは貯蓄現在高別の世帯割合を見たものです。2002年と比較して、一番左が全世帯、中央が若年世帯、右が高齢者世帯ですが、いずれの場合においても200万円未満の世帯の割合が、足元では減少していますが、長期的には増加傾向にあります。先ほどの貯蓄現在高のジニ係数が漸増していることと整合的なデータかと考えています。

21ページを御覧ください。当初所得のジニ係数、これが上です。また、再分配所得のジニ係数、これは下の青いラインです。これを並べているものです。このえんじ色の部分は社会保障による再分配効果を示しています。社会保障による再分配によって、一番上のラインから、このえんじ色の領域の下まで押し下げられています。そこからさ

らに青色の部分、これは税による再分配効果を示しています。この税の再分配によって、一番下の青いラインまでジニ係数が下げられていると、このようなことを表しています。これを御覧いただきますと、当初所得のジニ係数は拡大していますが、社会保障による再分配効果も大きくなっていきまして、結果として、再分配所得のジニ係数は2000年頃からおおむね横ばいとなっています。

22ページを御覧ください。これらの税・社会保障を通じた再分配につきまして、その受益と負担の関係が、年代別、あるいは収入別、保有資産別でどのようになっているかを、以下、見ていきます。

まず、年齢別の分析ですが、左が20歳から39歳、中央が40歳から59歳、右端が60歳以上ですが、緑が1994年のネットの受益と負担、赤が2015年です。絶対値としまして、現役世代がネット負担となっています。他方、高齢世帯はネットの受益となっています。1994年と比較しますと、子供の数の減少による現役世代の受益の減もありまして、特に39歳以下の層のネット負担が上昇していることが示されています。

23ページを御覧ください。現役世代と高齢者につきまして、それぞれ年収階級別に受益と負担の構造を見たものです。左側のグラフは現役世代ですが、こちらを御覧いただきますと、赤い部分、これは所得税・住民税を表していますが、これが累進的である一方で、黄色や緑の斜線部分の社会保険料が逆進的であることから、総収入が2,000万円程度の世帯まで、下に突き出ている棒グラフですが、このグロスの負担の高さがおおむね横ばいで推移しています。

次に、折れ線グラフ、ネットの受益と負担を見ていただきますと、左側の現役世代では、受益超過となっていますのは収入400万円以下の世帯だけです。ここは若干の受益超過となっていますが、それ以外の世帯につきましては、全て負担超過となっています。

他方、右側の高齢者の方を御覧いただきますと、年金等の受益によって、この青いラインですが、総収入1,200万円の世帯までは、水面上、すなわちネットの受益の超過となっていることがお分かりいただけると思います。

24ページを御覧ください。続きまして、金融資産保有状況別の受益と負担の構造を見ていただきたいと思えます。左が現役世代ですが、こちらはどの純資産残高階級においても、ネットで負担超過となっています。

他方、右側は高齢者ですが、こちらを御覧いただきますと、正反対ですが、どの純資産残高階級においてもネットの受益超過になっています。特に資産残高が高い方が年金等の受益を大きく受けることによって、受益超過が大きい傾向にあります。

以上、再分配の状況の変化、あるいは受益と負担の構造について御説明しました。

最後ですが、26ページを御覧ください。こちらは前回御説明させていただいた資料ですが、この資料の右側のグラフにつきまして、前回、梅澤特別委員から、理想の子供数を持たない理由は過去と比較して変化しているのかとの御質問をいただきました。

先日、過去の統計がない旨、申し上げていましたが、確認したところ、統計がありましたので、27ページで示しています。

こちらは1982年以降の理想の子供数を持たない理由を比較したものです。昔から最も多いのは、子育てや教育にお金がかかり過ぎるからという理由でしたが、近年は少し割合が減少はしていますが、1982年と比べまして、その割合は上昇していることがお分かりいただけるとと思います。

○中里会長

続きまして、自治税務局開出企画課長、お願いします。

○開出自治税務局企画課長

右肩に総15-2とある資料をお開きいただきたいと思います。1ページからが前回の補足説明資料ですが、2ページをお開きいただきたいと思います。前回、人口の変化につきまして都道府県別に御説明申し上げましたが、佐藤委員、田中特別委員から、もう少し小さい単位で分析できないかという御指摘をいただいたところです。

左表にありますように、市町村類型別での分析を今回、追加で行っています。一番左の全国の欄を縦に御覧いただきますと、人口増加率が一番高いのが東京都特別区の12.3%でして、以下、規模が大きい団体ほど増加率が高い傾向がある一方で、一般市や町村で減少しているという傾向が見てとれます。また、地域ブロック全体では、人口が減少している北海道、東北地方、北陸地方、中国地方、四国地方、九州地方においても、政令市や中核市等は増加しており、このような地域においても、大都市への人口の集中が起こっていることが分かると思います。

3ページは世帯数の変化です。左表に示すとおり、規模の大きな団体ほど増加率が高い傾向にあります。

4ページは、総世帯数に占める高齢者の単身世帯数の割合です。平成22年度において、全国押し並べて高齢者単身世帯数が増えていますが、下表のとおり、特別区や近畿地方、九州地方の政令市で10%を超えるなど、規模の大きな団体でも割合が高くなっているという傾向があります。

5ページ以降は家計についてです。6ページは一世帯当たりの年間収入の状況です。平成21年では、ピンク色で示している関東圏や、愛知県、北陸地方の富山県、福井県が高いという状況です。

そのうち、富山県、福井県の状況について若干の要因分析をしたのが7ページ以降です。

7ページ左側は共働き世帯の割合ですが、富山県や福井県が全国的にも高い状況にあります。

また、8ページ左側の生産年齢人口に占める正規職員の割合についても、富山県、福井県は高くなっており、これらが世帯収入が高い要因の一つになっているのではないかと考えています。

9 ページが県民一人当たりの雇用者報酬、10ページが最低賃金の状況ですが、10ページの点線囲みの部分に示しますとおり、平成6年から24年にかけての最低賃金の増加率は、東京都、神奈川県、大阪府等で高くなっているという状況です。

11ページは一世帯当たりの実物資産の状況です。実物資産の95%を住宅・宅地資産が占めているという関係で、東京都、神奈川県、愛知県の数値が高くなっています。

12ページは貯蓄現在高です。平成21年度では、関東地方、中部地方、近畿地方、中国地方、四国地方の香川県、徳島県などで高くなっています。

13ページは負債現在高、14ページは耐久消費財の中で約半分を占める自動車保有台数ですが、14ページの自動車保有台数は、東京都、大阪府といった大都市圏で少なくなっています。

15ページ以降は再分配の状況です。16ページは地域ブロック別の所得再分配の状況です。平成23年では、南九州地方、中国地方、四国地方等において再分配係数が高くなっています。

17ページは人口一人当たりの社会保障関係歳出の状況です。平成6年度から25年度にかけて、全国で56%の大幅増となっており、平成25年度では、北海道、東北地方、山陰地方、四国地方、九州地方で高い数字になっています。

18ページは人口一人当たりの生活保護受給者の状況です。平成6年度から平成25年度にかけて、全国で約2.4倍の増加となっており、平成25年度では、東京圏や大阪圏、福岡県といった大都市部についても多くなっています。

19ページは住宅地の地価の変動率です。地価は下落しているわけですが、平成26年では、東京圏や愛知県、東日本大震災の被災県で上昇に転じているという状況です。

○中里会長

家計や再分配に関する、この四半世紀の変化の御説明を頂戴しました。ただいまの御説明を踏まえつつ、負担構造のあり方をどう見直していくべきかについて、皆様から御自由に御発言を頂戴したいと思います。

増田委員、どうぞ。

○増田委員

結局、このような再分配政策を考えていくときに、高齢層、若年層という、それぞれの中での様々な実態の違いもありますから、小塩教授が、若年層、高齢層を問わず、経済力をよく見て、困っていない人が困っている人を助けるようにとおっしゃっていましたし、今日の資料などを見ても、若者や高齢層の実態など、そこをよく分析して、それで共通認識をとって、この再分配政策を考えていく必要があると思います。

つまり、再分配をしていくという、再分配機能を高める意義を、世の中にきちんと説明していくことが改めて大事であると思いました。損得勘定というような話ではないので、やはり社会的な意義をしっかりと説明しなくてははいけません。

まだまだほかにも考え方があってと思うのですが、私なりに整理しますと一つ目は、

誰もが、今このような世の中で、企業間の競争の中で、失業のリスクもあるわけですから、低所得になるという状況もある。したがって、再分配機能を高めるというのは、いわゆる社会全体のセーフティネット機能を高めていく、社会の安定性を高めていくところにつながっていくのではないかということもあると思います。

それから、今回のように低所得の若年層に再分配の光を当てていくことは、結局、社会保障のサービスの担い手は基本的には若い層ですから、社会保障制度の持続可能性を高めていくという、そちらにもつながってくるという意味もあるのではないかと思います。

そして、三つ目として言いますと、貧困の話も幾つか資料があったのですが、総務省と厚生労働省と、それぞれ貧困率の考え方が少し違っていますが、所得や資産の格差が教育環境まで影響されるということは非常に懸念されるわけですから、今回の再分配機能を高めるというのは、そのような意味では、教育を通じた人的資本を育成する上で、もし仮に悪い影響があるのであれば、そこを正していく。社会基盤としてのヒューマンキャピタルをきちんと作り上げていく、育成していくというところに大変寄与しているということも意義としてはあるのではないかと。このような再分配機能の持っている意義を税制調査会の場でさらにしっかりと整理をして、世の中に伝えていく必要があると思います。

○中里会長

若い世代に光を当てて経済成長の基盤を作るという骨太の方針の方向性を踏まえて、単に配るのではなくて、そのことを通じて経済成長への攻めの姿勢のようなものを示すという御発言ですね。

岡村委員、どうぞ。

○岡村委員

政府税制調査会としまして、所得税の改革を考えていると思うのですが、所得税というのは、基本的には、もうけが出たら所得ということではないかと思えます。前回の議論の中の、困っている人を困っていない人が助けるということできくと、所得の有無だけでは捉え切れないところがあると思えます。どこまで議論するかということは今後になってくると思いますが、困っているか、困っていないかというところは、支出、消費をする能力といったところから考えてみるというのも一つの手ではないかと思えます。もちろん所得税を支出税に変えてしまえと言っているわけではないのですが、少なくとも世代間の問題、あるいは公的年金を含むような問題としては、支出能力といったことを少し考えてみる必要があるように思います。

それから、受益と負担との関係では、公的年金を受け取ったものは全部受益であり、そして支出したものは全部負担であると、このような整理になっていたかと思えます。しかし、例えば、銀行から貯金を下しても、それは受益とは言いませんし、銀行に貯金をしても、それは負担とは言いません。現在、所得税法第29条という条文はありません

が、以前、みなし給与所得という条文があって、その中で、給与の後払いのようなものが存在するのではないかとということで整理をしていたと思います。それがあつた時期に雑所得に移つて、公的年金等控除ということで給与所得控除を外すことになつたと思うのですが、この公的年金の中における原資的な部分をどのように考えるか。そして、それを従来 of 所得税モデルで捉え続けるのかどうか。それとも、もう少し新しい、今、申しました支出といったところで捉えるのかといったことも、今後、考えていったら良いと思います。

もう少し広く考えていきますと、先ほどから非正規の問題が何度か出てきていますが、働き方の多様化ということの中から、事業所得と給与所得の境目といったこともかなりはつきりしなくなつてきていて、給与所得控除を給与所得者だけに与えてきたことについても少し考え直してもいいのかもしれない。例えば、アメリカでは、スタンダード・ディダクションというものがありますが、これは特に給与所得であるから受けられ、そうでなかったら受けられないといったものではないと思います。従属的な勤労といったものも事業所得に分類されるケースも随分増えてきているように思いますので、そのようなことも少し所得税の体系の中で考えてみたら良いのではないかと思います。

○中里会長

公的年金の扱い、所得の概念の本質に絡むところですから、真剣に議論していきたいと思います。

土居委員、お願いします。

○土居委員

経済学の中では恒常所得仮説というものがあつて、単に所得を稼ぐときにより多く消費するというだけではなくて、生涯を通じて消費計画を暗黙のうちに立てて、所得が少ないときでも消費をする、いわゆる老後ということが、そのようなことになると、所得が上がったときだけに課税をするだけで、果たして今の経済社会構造にマッチしたものなのかという問題意識は私も経済学の立場からも同感であります。

事務局資料15-1で、非常に含意のある資料をいただいたわけですが、まず一つは、16ページ、18ページで、所得のジニ係数、相対的貧困率のデータがあつて、国民生活基礎調査と全国消費実態調査の数字が違つているということではあるのですが、これは経済学の分析の中でも有名なことです。それは、国民生活基礎調査はより低所得の人を標本調査対象に入れていることに対して、全国消費実態調査はより高所得の人がそのサンプルの中に入っていることがこのような差になつて出てきているということで、数字の高い低いということよりは経年変化のほうが重要な意味を持つということであらうと思います。

そして、同じ資料の7ページですが、高齢者夫婦の所得階層ごとの収入の種類がこのように違つているという、非常に示唆深いものですが、私も控除の問題について取

り上げたいと思います。特に1,000万円前後から上の所得層の方々は、公的年金も受け取っていますが、勤め先での収入もある。しかし、所得税制は給与所得控除も公的年金等控除もダブルで受けられるという形になっていて、果たしてそのような所得税制の控除の与え方で良いのかと思います。このような形態は今後さらに増えていきます。つまり、年金も受け取りながら、給与収入もあるという高齢者が増えてくると思います。かつては必ずしもそのようではなかった。つまり、定年後は余り働かずに年金を受け取るということで、公的年金等控除をお受けになる方が給与所得控除も受けるということは今までは少なかったと思います。しかし、今後は高齢者就労を進めていくという方向ですから、なおさらそのようなことになってくれば、給与所得控除も公的年金等控除も両方受けられることになるということで、果たしてそれで良いのかという疑問を持つところで、今後の議論ではそのようなところにも焦点を当てるべきであると思います。

○中里会長

高田委員、お願いします。

○高田委員

非常に多様な分析で、インプリケーションが多かったと思います。そのような意味では、格差の問題や、貧困の問題を取り扱っていただいたわけですが、格差や貧困の問題は、受けとめ方が認識によって随分違うのではないかと。いわゆる固定観念のようなものが随分とあるのではないかと考えていまして、そのような意味では、今回の議論も含めて、より広く見ていく、実態がどのようなものであるかを把握するのは非常に重要ではないかと思っています。

例えば、一律で高齢者と見て良いのか、一つの分類だけを捉えて良いのかということはあるわけですし、前回も申し上げたのですが、高齢者ということも、年齢自体の分類が、これだけ長寿になってくる中では、やはり変わってくる部分もあるわけですから、分類の考え方についてもやはり変えていく必要があるのではないのでしょうか。

そして、この税制調査会では税のところとなるわけですが、当然のことながら、全般的な格差、貧困を考える上では、社会保障、年金、教育、場合によっては、様々な税・サービス、また労働形態というものの考慮も必要でして、そのようなものを含め多様な分析を当面行って、今後、議論を行っていく上でのたたき台として必要なのではないかと考えています。

私も格差問題について様々分析をしていまして、共有できるものもあると思っていますので、このようなものを場合によってはお役立ていただければと思います。

○中里会長

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員

非常に興味深かったのは、財務省の資料の24ページにありますように、資産保有状

況と受益と負担の構造を見ると、高齢者に関して言うと、実は資産の高い方でも、ネットで見れば受益者になっているという構造があるわけですし、このことから何が言えるかという、いわゆる支払い能力とも関わるのですが、給付のあり方を考えるときには、何人の委員の方々からも御指摘があったとおり、資産というものについても正しく捕捉して、所得と併せて資産もしっかりと反映する形で、給付のあり方、あるいは税額控除や、所得控除のあり方も捉えていく必要があると思います。

また、先ほどの土居委員の話の続きになってしまうのですが、7ページにもありますとおり、これも高齢者ですが、所得の高い方々の収入の割合は、利子や配当、地代などもあります。利子と配当というのは金融所得に関わる話なので、これは金融所得課税を本当は考えていかなければいけないという問題にも関わってくると思います。

金融所得課税を強化すれば良いではないかという議論になりがちですが、気を付けなければならないのは、12ページのところで、一人世帯の若い人に焦点を当ててみると、若い人はこれから資産を形成しなければならない人たちであり、今、この段階で余り資産を持っていない。つまり、彼らの資産形成を損なうような税制であってもならないということです。年齢層との関係であると思うのですが、つまり、年齢層の高い方に関して言うと、もともと資産を多く持っているため、そこからは金融所得も発生しています。そのため、そこに対する適切な課税のあり方も考えなければならないですし、給付を行うにしても、資産の状況を見ながら給付のあり方を考えなければならない。ただし、若い人に関して言うと、これから資産を形成する人たちですから、彼らに対しては、むしろ資産形成を促すような仕組み、具体的にはNISAなど、そのような話になってくるのだと思いますが、ある程度、非課税枠を設けるなどといった措置をとって、資産形成を損なわないような仕組みも他方では作っていかなければならないと思います。

ただし、本題は、これも7ページにもあるとおり、給与所得、それから、年金収入に関わる問題であります。格差というと資産格差なので、資産課税といったような話になりがちで、最後はそこに行くのかもしれないのですが、一步手前にとどまって、つまり、勤労所得、それから、年金収入、これらに対する課税の適正化、具体的には所得控除のあり方といったところは、まず見直していく、ここがまさに個人所得課税の本題であると思います。

また、先ほど増田委員からの御指摘があった、再分配というのは、所得のある人からない人への移転という事後的な性格だけではなく、ある種のセーフティネットと言いますか、保険という機能も持っているわけです。したがって、保険という役割を実は所得税が持っているということは、所得税と社会保障は大変リンクしていて、先ほど事務局の説明にもありましたが、実は逆進性を持っている社会保険料の話が出ていましたが、社会保険料、負担の部分も含め、社会保障と所得税も一体的に考えていく。負担のところも、そして、給付のところもです。社会保障の話をする、どうしても消費税

と一体改革と考えてしまいますが、再分配という観点から考えると、社会保障と所得税との間の整合性もしっかりと確認をしながら制度改革をしていく必要があると思われました。

○中里会長

山田特別委員、お願いします。

○山田特別委員

資産の点で、2ページを見たときに感じたことは、65歳から74歳といっても、総平均だと2,000万円しかないという見方もあるという点です。70歳で2,000万円しか資産がない高齢者が、90歳まで生きるかもしれないときに、資産が潤沢で大丈夫であると思えるかという、思えないと思います。したがって、資産に対して課税という考え方は気になります。全体的に、資産を持っている方にも少し負担をいただいて良いのではないかという気持ちが今回のペーパーにあるような気がします。必ずしもそうではないのではないかと思います。

ところでここに書いていないですが、高額な資産を持っている方には、実は最高税率55%の相続税が待っているわけです。その点も考えると、意外と再分配というところは相続税でカバーされている可能性が高いと思うのですが、その角度が全く入っていないので、そこをどのように考えるかというのもしれないと思いました。

また、実務的で細かな話ですが、総資産の中に占める自宅の不動産価値のウェイトが高いのが現実です。相続税と関わってきますが、上西特別委員、居住用資産の特別控除の80%までの評価減は100坪でしたか。

○上西特別委員

330平米です。

○山田特別委員

330平米、100坪です。100坪までは、通常評価額の20%の評価とする特例がありその評価額に対する相続税で済む仕組みになっています。したがって、ここの数字には財産として出てくるわけですが、相続税の課税対象としては、100坪までであれば2割評価でよい、つまり8割評価減が受けられるという点で、相続税の課税対象とならない部分が自宅に関しては80%あります。細かなテーマですが、55%の最高税率もあるわけですから、大資産家の味方をしているわけではないのですが、資産を多く持っている人に負担をとストレートに行くのは、少し短絡過ぎると感じました。その資産が生み出す収入に対して、少し多く負担していただくという感覚は分かりやすい、そう感じました。そして、そのように考えると二元的所得課税における20%分離課税で良いのかという点が改めて気になりました。

○中里会長

そのためにも、実情を正確に把握して、制度も細かいところまできめ細かく見て、様々な方向性を出していきたいということになると思います。

それでは、本日はお二人の先生をお招きしていますが、まずは東京大学大学院の白波瀬佐和子教授から、資料3「少子高齢社会における世帯・家族と再分配のあり様」について、御説明をいただきたいと思います。

白波瀬教授、よろしく申し上げます。

○白波瀬佐和子東京大学教授

今日は、人口変動と深く絡む世帯・家族の変化、それが基本的に世の中の不平等構造とどのようにリンクしている、それが再分配という考え方の中で、どのように位置付けが考えられるのかということをお話ししたいと思います。

最初の方は、人口変動です。1950年から2010年のピラミッドなのですが、このようないびつな形になってきましたということです。これは頭数ということなのですが、次の3ページに行ってくださいますと、1980年代から急激に高齢者割合、つまり、ここでは65歳以上人口の割合の増加が加速化されている。元々の理由は、日本の場合は、1950年代に急激に出生率が低下しています。その急激な出生率の低下が時間のラグをもって、1980年代以降の急激な人口高齢化に寄与しているということになります。

ここでは人口という一人一人の頭数として分布をみていますが、この人たちは、家族の観点から言いますとつながっているわけです。20歳の子供がいて、父親が60歳でいて、母親がいて、あるいは祖父がいて、世帯ということになりますと、そのようなつながりがユニットになってきます。

そこで、高齢者のいる世帯構造ということで、先ほど事務局から非常に緻密な、充実した資料があったのですが、ここでは、若干算出の仕方が違います。高齢者がいる世帯を先ほどの統計では、世帯主の年齢によって定義していますが、誰が世帯主になるのかということと、高齢者自体がいるということは少し違います。

さらに言いますと、世帯構造の変化の中で、三世代世帯、つまり、高齢者がいて、夫婦、特に長男夫婦がいるという構造の中では、世帯主が長男になっていたりすると、統計上は、世帯主は50歳の長男ということですので、高齢者というわけではないことになって、世帯の中に隠れます。

少子化は、晩婚化という観点から申しますと、50歳の親の中に20代後半の未婚者がいるということになりますから、実は、今、若年層のというお話が随分出てきたのですが、特に資料上では20代の世帯主の割合は、晩婚化・未婚化が進んでいますので、相対的には非常に少なくなっているということになります。

4ページでは、高齢者がいる世帯の中で、どのような世帯分布があるのかを見たものです。すると、今、一人暮らしというお話も出ましたが、かつては過半数がいわゆる三世代世帯であったのですが、2012年になってきますと、多数派が一人暮らしあるいは、夫婦のみの世帯になってきます。

このような世帯の構造の違いが、実は所得構造の違いと密接に関連してしまっていて、5ページの図はよく目にするものですが、いわゆる高齢化が進むと社会保障の給付費

が増えていくということで、人口構造的には世代間のアンバランスが進行しています。したがって、一人当たりの現役世代が支える高齢者の人数はますます増えていくという議論がありますが、今日は、そのような意味で、公的な再分配、移転の話と、私的な移転、つまり、同居をするということも考慮して検討してみたいと思います。実は、家族の機能を中心に社会保障が形成されていたという、日本型社会福祉というのは、いわゆる家族の機能が大きいのです。これは、同居をすることによって、同じ世帯の中で生活保障給付を提供するということですので、同居を含めて移転の話を見ていきたいと思います。

6 ページ目は、再分配効果はどのようなことで算出されているかということで、確認のためにお示しておきます。

7 ページ以降は、公表された数値、統計をもとに作成したもので、再分配効果というのは、確かに全体として向上しています。2000年代以降と言いますか、この10年、非常に上昇していることが確認できます。当初所得そのものに社会的移転が入っていませんので、高齢化の結果として再分配の機能が上昇したかのようにみえる部分もあります。

8 ページは、所得再分配の調査から作成した図なのですが、これは世帯主年齢ごとに、分布と再分配効果を見たものです。ここでも一目瞭然なのですが、65歳以上の再分配効果が上昇している。これはひとえに所得構造の違いということになります。繰り返しますが、当初所得の中に公的な年金に代表されるような社会的な移転が入ってきませんから、その収入の部分で公的な年金の割合が高くなればなるほど、いわゆる再分配効果としては高くなっていく状況があります。

9 ページは、1980年代半ばと2010年の間で、国民生活基礎調査の個票データから算出したものが、ここで見えることは、いわゆる再分配効果が65歳以上のところで急激に上昇しているということです。

ここの部分は、実は様々なことと関連していて、10ページ目が、高齢者のいる世帯の世帯類型ごとに貧困率の時系列的な変化を見たものなのですが、これが9 ページ目の2010年における高い再分配効果とも関連しています。貧困率から見ると、これは皆様がよく使われるOECD基準にのっとった貧困率の算出方法と整合しているのですが、いわゆる女性の一人暮らしの貧困率が全体として下がっている一方で、現時点でも、高齢者の世帯の中で女性の一人暮らしは貧困率が高いことは事実です。しかし、全体として、1980年代の年金改革とも関連して、底上げが行われたことによって、女性一人の貧困率は下がっています。貧困率は全体としては下がっているのですが、その一つは、おそらく社会保障制度の充実にあるのではないかということが、貧困率の時系列的な変化から見てとれます。

ただし、一つだけ注意しなくてはならないのは、貧困率というのは、横断的なその時代ごとの相対的な格差ですので、横並び的に時系列的な変化を見る際、それぞれの時

代状況が標準化されていません。1980年代半ばから2010年、日本の経済状況も変わっています。OECDなどの比較もそうなのですが、OECDというのは、社会的にある一定のステージに入った国の比較ということですから、そこで一応、国の発展レベルを標準化しているとみなします。しかし、貧困率というのは各国の中の相対的貧困率ということになりますから、横並びの比較というのは、時系列、国際比較も含めて、注意が必要であるということは申し上げておきたいと思います。いずれにしましても、全体として高齢者の中の貧困率はこのような形で下がっています。

11ページは、所得構造を世帯主年齢ごとに見たものです。赤いラインは直近の値で、全体の世帯主の年齢分布において割合が上昇している60代、70代は、かつては三世帯世帯でいたけれど、一人暮らし、夫婦のみ世帯となって世帯分離することで、世帯構造の中の相対的なウェイトが高くなりました。その人たちの中の所得構造を見ますと、いわゆる社会保障給付費関連による収入が上がっていますので、社会的移転のウェイトもあがっていくわけです。具体的には社会的な移転の代表として公的年金があり、多くの高齢者の生活を支えています。

一方、20代のところで所得構造を見てもらいますと、非稼働所得の割合が高いことがわかります。20代の世帯主ということになりますと、今、晩婚化が進んでいるので、早く結婚した人たちがこの中に入っています。全体のマクロな傾向とは逆行した形です。できちゃった婚という人たちも多く入っていると思うのですが、もう一つ、学生や、親元を離れたものの生活費は親の仕送りによって支えられている人たちが、20代のところで結構いるということです。したがって、厳密に言うと、家計としては独立していないので、在学中の者については、それを取った形で、ジニ係数も含めて算出すべきという意見はあります。いずれにしましても、ここで言えるのは、高齢層については社会的な移転で賄われている収入構造であるということ。こここのところの割合が全体として大きくなっていますから、社会構造に与えるマクロの影響力は当然ここが大きくなっている。

その一方で、割合としては非常に低くなるのですが、若年層は、私的な移転、親からの仕送り等で賄われている部分が多いということです。

12ページになりますと、仕送りの点について、私的な移転を別居の子への仕送りから見てみたものです。45歳から54歳の世帯主世帯の中で、別居子に仕送りをしているかどうかというところで、40代後半から50代は相当、別居の子供に仕送りをしています。その多くが学生で親元を離れてということになります。

その一方で、別居している親に子が仕送りをしているかどうかということになりますと、これはかなり限定的です。したがって、上の世代についてはマクロなところの社会的移転で支えてもらっていて、若い人たちは、親からの私的な移転で支えてもらっているということです。

13ページは、これに関して、子への経済的な支援についてです。データは研究プロジ

ェクトの一環として2010年に実施した「中高年調査の生活実態に関する全国調査」です。分析結果から、子への経済的な移転を何が規定するのかといったときに、これは当然の結果なのですが、親の経済状況で子への経済的な支援は促されていることがわかりました。

今、資産のお話が多く出てきましたが、14ページは、自分が持っている資産を子供に継承するかという意欲についてです。資産を持っている人たちについては、大多数が、やはり残すつもりであると言っています。

15ページに、残すつもりであると言っている人たちにとって、その意欲に何が要因として考えられるのかについて簡単に重回帰分析した結果、興味深いのは、子供の数がマイナスの効果を示している点です。つまり、子供の数が少なければ少ないほど、その子供に自分の持っている資産を受け継いでもらいたいと言っている。

もう一つ、興味深いのは、自分自身が自分の親から遺産を受け取ったという経験は、自分の子供への遺産の継承を促している。つまり、世代を超えて資産が移転継承される傾向が認められたこととなります。

以上が社会的な移転と私的移転というところで、お金の方から見てみたのですが、16ページからは、研究成果として出した論文の一つから取ってきました。今、日本の場合は母子家庭の貧困率が高いと言われていています。ただし、公式な、OECDでも算出されている値は、全て世帯主のところから算出されているため、母子家庭も、母子家庭の母親が世帯主になっている世帯のみ、その算出の中に入っているということです。

ただし、日本語でも、「出戻り」という言葉がありますが、父子家庭などは親元に戻るというケースは非常に多いのですが、親元に戻る母子家庭というのも、現在、3割ぐらいいます。すると、母子家庭の人たちの経済状況は、親元で同居することによって、貧困率自体は実はそれほど高くないことになっていて、その実態を明らかにするために具体的にシミュレーションを行っています。一番左側のバーが観測された貧困率です。向かって左の部分は親と同居していない母子家庭の貧困率を示しており、OECD等で算出されている母子家庭の貧困率に相当して、その値は6割以上となっています。

右側の方は、親と同居している母子家庭の貧困率で、これは低いです。そこの中から、母親自体の収入としての賃金を取ったら、どれぐらい貧困率が高くなるか、あるいは社会的な給付を取ったら、どれぐらい貧困率が上がるか、というシミュレーションの結果です。

すると、左側で特徴的なのは、ワーキングプアということもよく言われたのですが、母親自体の収入がなくなれば、貧困率がとても高くなるわけですが、社会的な給付費のところでは、実質的な貧困率は余り変わらない。つまり、社会的な給付率の効果、貧困回避の効果は、ここの中では余り認められないことが確認されました。

親と同居している人の状況を同じように見てみますと、一番右のグリーンのバーがそうなのですが、親と同居しなければ、かなり高い貧困率となることが想定されます。

それは、親と同居していない人よりも高いぐらいの値になります。したがって、申し上げたように、三割程度が親と同居している人なのですが、この同居によって貧困回避がこれだけなされていて、母親自身の稼ぎよりもずっとその効果は高いということになります。

17ページは、今度は高齢者なのですが、これも世帯主といっても、高齢者自身が世帯主になっている部分と、息子が世帯主になっている部分の二つがあります。同じようなところで、高齢者自身の収入がなくなった場合と、同居していない場合ということで、貧困率の違いをシミュレーションしてみた結果なのです。結論から申し上げますと、若年世代の同居が高齢者の貧困回避に寄与してきたのですが、全体のマクロの世帯分布の中では、若年と同居する世帯は総体的に減っていますから、そのような意味で、このような家族による貧困回避の機能はもう期待できないのではないかということです。

18ページに行きますと、今、データから具体的に分析した結果から見えてきたことは、高齢層への所得再分配への偏りというのは、高齢層に偏る社会的な移転と密接に関係しているということです。

そして、資産の世代間継承は少ない子供に集中する傾向があって、親から資産を受け継いだ経験が子への資産継承を促しているということ。

そして、三番目に、母子家庭や高齢者の経済的困難は、多世代の同居によって回避されてきましたが、今後は同様の機能を、世帯、あるいは家族によって求めることは難しいということです。

最後ですが、今、委員の方々からも、保険や、プールということがありましたが、まさしくそのようなことを言いたいというのが私からの結論です。社会的なリスクと言いましたが、病気や、失業、あるいは貧困に陥るとというのが、特別な人にとっての特別なリスクではなくて、全員が多かれ少なかれ持っているリスクであるという意味で社会的なリスクと言いました。これを積極的に分かち合うことによって、増田委員からも言及があったように、社会的な安定を実現することができるのではないかということなのです。発展的・持続的社會をこれから形成するためには、インフラを整備して社会的なリスクを分かち合って、セーフティネットを充実させることは絶対に必要だと思います。

今日、お話しした社会的な移転と私的な移転というのは、同じ世代間の移転ですが、特に社会的な移転は下から上に、私的な移転は上から下にと、関係としては逆方向を向いています。この異なった関係は、再分配から考えるとどのようなことが言えるのかと申し上げますと、二つにまとめることができます。

一つは、1960年代初めに国民皆保険、国民皆年金が成立しましたが、そのときに就職した人と、今、これから就職しようという人では、時代的な背景も、社会的な制度の成熟度も全然違います。したがって、生まれた時代の状況、厳密には時代効果とコーホート効果ということになるのですが、たまたまそのときに生まれたというのは「たまた

まのリスク」ですから、この「たまたまのリスク」は、たまたま良いときに生まれた人が、たまたま悪いときに生まれた人と、リスクを分散する必要があるのではないか。これが若年・壮年層への再分配を強化すべきということに通じ、たまたま幸運なところに生まれた方々については、再分配していただいても良いのではないかということです。

そして、もう一つの考え方は、親子で代表されるような私的な移転というのは、親の経済力、資力ということになるのですが、子供は親を選べませんから、これも「たまたまのリスク」です。したがって、たまたま裕福な親のもとに生まれた子供も、たまたま一人親で生活が大変なところに生まれた子供も、やはりリスク分散の方がよいということです。個人の責任でそのようなところに生まれたわけではないですから、同世代の中での再分配も大変重要だと思います。それが、委員の方々のお話もありましたが、次世代をどのように、我々社会として全員が人的な資本を投資するという観念と考え方を中心に、大きな意味の、要するに時間的なスパンをもって、若干空間的にも広がりがある再分配を強化していくことになるのではないかと思います。

○中里会長

それでは、今の白波瀬教授のプレゼンテーションを踏まえまして、委員の皆様から御意見を頂戴したいと思います。

林特別委員、どうぞ。

○林特別委員

意見というより質問ですが、貧困率のスライドが10ページにあります。これは高齢者がいる世帯の男性一人暮らしなので、高齢者世帯、独居世帯と理解するのですが、生活保護との関連で、高齢になれば、低年金・無年金だと生活保護が出るはずですが、しかし、生活保護基準というのは、大体、貧困線と一致しているはずですが、そうであれば、統計上、これだけ高く高齢者の貧困率が出ているというのはどのような意味でしょうか。生活保護が機能していないというのが一つだと思いますが、生活保護基準自体が貧困線より少し下のところにあって、実際はある程度救われているが、統計上、これほど高く出ているのか。様々な考え方があると思いますが、これについて御示唆いただければと思います。

○白波瀬佐和子東京大学教授

全体的な意味で、いわゆる貧困率と生活保護基準の乖離はそれほどないというのが、現時点で大体には合意されていることだと思います。それはそのようなことであると理解しているのですが、ここで申し上げたことを、直接的に生活保護基準と関連させて議論するのは少し注意が必要だと思います。林特別委員がおっしゃっているのは、例えば、女性の高齢者の一人暮らしの貧困率がこれだけ高いということと生活保護との関係ということでしょうか。

○林特別委員

そのようなことなのですが、しっかりと機能していれば、貧困線ぐらいの収入は、自分が働いていても、それを補完するようになるはずなので、それ自体が、もちろん貧困線より下かもしれませんから、そのような場合、貧困率の意味が違ってくるのではないかと思います。例えば、貧困線が150万円ぐらいであるのに、生活保護を入れれば140万円もらっていて、大多数が140万円をキープできている世界であれば、貧困率の意味が少し違ってくるように思います。

○白波瀬佐和子東京大学教授

ここでは所得のみで算出していますので、そのところは乖離があるかと思います。

○中里会長

土居委員、どうぞ。

○土居委員

林特別委員がおっしゃっているのはそのとおりであると思うのですが、要は、生活保護を受給するためにはミーンズテストを受けなければならないため、その部分がずれるということではないでしょうか。貯金を持っていると、貧困線より下の所得しか稼いでいなくても、生活保護を申請できない。貯金といっても、ある一定以上ということですが。

○白波瀬佐和子東京大学教授

土居委員もおっしゃっているように、この値で生活保護が機能しているかどうかを判断するのは少し注意が必要であると思っています。

○林特別委員

要点は、貧困率の高さで実際の貧困度を計れているかということです。ストックとして資産を持っていらっしゃる方は、それを売れば良いだけの話です。ストックを見ることも非常に重要だということもつけ加えさせていただきたいと思います。

○白波瀬佐和子東京大学教授

そこは重要な点だと思います。繰り返しですが、所得と言いますか、収入でのみ算出しています。ただし、これが過大評価かどうかというのはまた次になります。また、これは等価していますが、全体の世帯の中の中央値というところで総体的に貧困率を上げているのですが、実際の生活の実態がどうかということと、この値は若干乖離しているということもあります。ただし、高齢者の女性の一人暮らしは生活が大変であるという人は決して少なくはないことは事実であります。

佐藤委員、大田委員の順でいきましょう。

○佐藤委員

質問になってしまうのですが、14ページのところで、子供への遺産継承意欲が高いということで、おそらく、大阪大学のチャールズ・ホリオカ教授や、既存の研究の多くでは、アメリカに比べて、日本の親は遺産動機が比較的弱いという研究も一方ではあったと思います。残すつもりというのは、どれくらい残すつもりなのか、どのくらいの

高さを意図しているのかということと、今日の御報告と少し関わってくるのは、11ページとの関係で、子供へ遺産を残すというときに、当人が亡くなるのは、女性であれば86歳くらいですから、子供と言われても、恐らくもう50歳は過ぎていると思います。したがって、親から子供への移転というときに、遺産はどちらかというが高齢者から壮年者への移転で、11ページに出てくる、問題意識として指摘されている20代の人たちへの移転というのは、壮年期の親が20代の子供たちに移転するという形だと思のですが、上から下への移転は子供の年齢に応じて変わってくると思って良いのでしょうか。

○白波瀬佐和子東京大学教授

そのような細かな分析というのは大変重要であると思います。今、御指摘がありましたように、日米で比べて、日本は子供に様々なものを継がせる意欲が高いのではないかと思います。実はそうではないというのがチャールズ・ホリオカ教授の研究結果だと思います。非常に大まかに見た場合に、このような状況であるということで、佐藤委員がおっしゃったように、本当は、加齢効果と言いますか、自分が人生を全うする年齢に近くなればなるほど、遺産継承能力が下がるのか、上がるのかというのは非常に重要なところだと思います。しかし、そこまでにはデータが蓄積されていないので、検討させていただきたいと思います。

○中里会長

大田委員、お願いします。

○大田委員

子供の貧困率で、もし白波瀬教授の御研究で何かあればお教えいただきたいのですが、先ほどの財務省の資料の18ページで、子供の貧困率がこの10年、急速に上がってきていて、全体の相対的貧困率より上昇率が高いのですが、この背景にあるのが何なのか。例えば、一人親の収入が下がっているのですが、これと何か関係があるのかどうか、お教えいただければと思います。

○白波瀬佐和子東京大学教授

一つは、親の収入状況が違っているということはやはりあると思います。あとは、誰が親になるか。つまり、20年前に親になった人の経済状況と、今、親になる人の経済状況が違って、かつてはフルタイムで働いている人が親になって、あるいは結婚して子供を産むという順序だったものが、若い世帯については、できちゃった婚とよく言われるように、ともに非正規、あるいは父親になる人が非正規であるにも関わらず妻は働いていないという世帯も意外と多いのです。つまり、親の収入状況が変わっている。誰が親になるかということ自体が昔とは変わっているということが、子供の貧困率の上昇に深く関係していると思います。

その一つには、大田委員もおっしゃったように、母子世帯の増加もあるのですが、割合から申しますと、マクロなところで、やはり子供がいる世帯の多数派は二人親です。

したがって、子供の貧困率といったときの効果は、一人親世帯の上昇というよりも、やはり二人親世帯の、特に若年層の不安定な雇用状況がこの背景にあるのではないかと思います。

○中里会長

小幡特別委員、お願いします。

○小幡特別委員

白波瀬教授の御発表で、私的移転というところをかなり興味深く拝聴したのですが、親子に代表される私的移転、つまり、未婚で非正規、非正規でなくても、良い就職がない、収入がないという方について、結局、仕送り、あるいは同居による私的移転ということがあるのかなと思いました。たまたま親がある程度余裕がある場合には、そのようなどころでは可能である私的移転であって、それも難しい方もいらっしゃるということで、最終的にはこれもたまたまのリスクという話であると思います。

今回、若い、所得が少ない方を何とかしたいということのをこれから考えることになると思うのですが、そのこととの関係で、今、所得がかなり少ないが、現実には私的移転があるから、それほど困っていないという状況がかなりあると考えるのか、あるいは、それはやむなく私的移転ということになっているのであって、本来の姿としてはそうでないほうが良いのですが、親の方もかなり無理をしてやむなく私的移転で何とか生活していかざるを得ないという状況なのか、その辺りの感覚を伺えればと思います。

○白波瀬佐和子東京大学教授

そのような意味では、昔は良かったというようには余り言いたくないのですが、家族がリスクの面倒を見ていたと言いますか、リスクのプール機能を世帯の中で実行していたという過去はあると思います。しかし、実際の研究結果からも、例えば、母子家庭の娘を引き取った親の経済状況はやはり苦しいです。すなわち、子供を見捨てることはできないから、世話をしているという人たちは少なくない。しかし、ぎりぎりでもこの面倒を見ることができるといのはまだ良いですが、実は面倒を見てあげることができないということになると、かなり生活が苦しくなる。つまり、親がいるかいないか、家族がいるかいないかによってセーフティネットの厚さがとても違うという国が日本ですから、そこはかなり積極的に、家族以外のセーフティネットをどのように形成していくかということ、つまり私的移転というのは、皆余裕があるから良いのだというわけにはなかなかいかないということを強調させていただきたいと思います。

○中里会長

田中特別委員と赤井特別委員、お願いします。

○田中特別委員

およそ貧困率や、ジニ係数ということで、総体的には何となくバランスがとれているという解釈ですが、例えば、最初にいただいた15-1の資料などを見ると、やはり若

年層の収入そのものが減っています。左にスライドしているということがとても問題ではないかなと思います。白波瀬教授のお話の中では、絶対数の方は余り出なかったのですが、解説の方では様々説明いただいたように、その辺りについて、もう少しお話をいただければありがたいです。

○白波瀬佐和子東京大学教授

大半の所得データは世帯を単位としたデータですので、その世帯の構造そのものが、若い人は晩婚化・未婚化で、自分で家族を持つことができないという人の方が多くなっていて、ただし、一人暮らしというのもまだそれほど増えていないという状況が現在です。したがって、絶対数から言うと、田中特別委員がおっしゃったように、若年層の中の変化や、若年層の中のジニ係数ということになると、非常に高く、非常に所得の低い人たちが同じ若年層の中にも増えているため、それが若年層内の格差も上げているという事実がありますが、この状況そのものは、その若年世帯主層自体が全体から言うと割合が低いですから、全体には効果としては出にくいということです。

しかし、逆に言えば、こここのところで御議論いただきたいと、とても期待しているのは、絶対数としては小さいかもしれないですが、子供がいる世帯も、今、総体的に少なくなっていますので、そのような意味では少数派になっています。ただし、この子たちに次の世代を担ってもらわなくてははいけませんから、そのような意味では、絶対数としては少ないかもしれないですが、将来への投資を含めて、優先順位を変えていただけたらと思います。効果としても限定的かもしれないですが、制度としては、マクロな状況のところで決定していただくのではなくて、あえて、絶対数としては少し小さくなっているかもしれないが、問題の質としては非常に重要なところに優先順位をつけていただきたいというのがポイントです。

○田中特別委員

今のお話は、世代間の話だけではなくて、同世代内の問題もあるということですか。

○白波瀬佐和子東京大学教授

そういうことです。

○中里会長

赤井特別委員どうぞ。

○赤井特別委員

今日の初めからの様々なプレゼンテーションを聞いていまして、格差の問題を議論するとき、経済学では特に効率と公平のトレードオフということで、公平性が高まるのは良いが、その一方で、余りにも再分配し過ぎると努力をしなくなるという効率性の問題、モラルハザードの問題、それに加えて、公平性が高まると、セーフティネットという部分が増えてきますから、逆にチャンスがあるため、努力をして何かに挑戦しようという意味での効果もあるということで、そのバランスをよく考えながら議論しないといけないと思いました。

今の発表で、19ページの最後のところで、リスクの分かち合いということが書かれていて、まさにこれは子供向け、若い人にチャンスを与えたいと言いますか、たまたまのリスクというのはコントロールしてあげないといけない。これはまさにそうであると思います。言葉で言うと、機会の平等と結果の平等というものがあって、初めにチャンスはそろえてあげなければならないということで、ここでは機会の平等を重視されていると思います。それはインセンティブの面でも良いですし、これは本当におっしゃるとおりだと思うのですが、そのリスクで、機会の平等をした上でも、その後、子供が育って行って、結果の平等というのですか、それでも貧困から脱しにくいときに、スタートラインはそろえたが、結果として貧困になってしまったような場合に、どこまでセーフティネットを広げていくのか。余りにそれを行い過ぎると、努力しなくても最後まで面倒を見てくれるであろうということにもなりますから、子供の話であれば良いのですが、その後、育っていった後、どこまでをこのような形で分かち合いをやっていくべきなのかに関して、何か御意見あれば教えてください。

○白波瀬東京大学教授

0か100かの議論になると、大変難しいと思います。

また、公平性と効率性の話なのですが、社会学者なので、大まかなことを言わせていただくと、どの時点の公平性、どの時点で効率化を図っていくかというのは考えどころであると思っています。

さらに、もう一点、機会の平等にしても、全員を押し並べて同じにすることはできないのです。非常に情報量もあって、学歴が高い親元に生まれた子と、朝、決まった時間に起きられないような親元に生まれた子供たちのもつ様々なリスクの違いを、どこまで0にするかということもあると思うのですが、そこは限りなく、不条理な違いというのは小さくしてあげましょう、ということです。ただし、結果としての違いは出るでしょう。競争は駄目と言うわけではないですから。ただし、問題は、一生負けたままになるというのは、つらいことなので、起死回生のところをうまく埋め込んでいただけると良いと思います。

○赤井特別委員

もちろんバランスが大事だと思います。

○中里会長

翁委員、どうぞ。

○翁委員

一つお伺いしたいのですが、財務省の資料で、収入階級別に見たときに、若年層の二人以上の世帯は、過去から見ると大分貧困化が進んでいて、一方で12ページで見ると、一人の世帯ですと、過去から見ると、それほど大きな貧困化が進んでいなくて、その理由の一つとして、低いところは同居しているからではないかという御説明があったのですが、若い世帯を考えるとときに、子供もいるような二人以上の世帯と、それから、一

人の世帯を分けて考えるべきなのか。親の支援を受けやすいかどうかというのは、世帯の分類によって違うと見ているのかどうか。世帯別の分析をするときに注意しなければいけない点がありましたら、教えていただきたいと思います。

○白波瀬佐和子東京大学教授

そここのところ、非常に難しいと思います。少しずれた答えになるかもしれませんが、子供の福祉については、親とは独立して組んでいただくということを考えています。二人親の子供がいるところと、一人暮らし、これはライフステージもあるのですが、誰が一人暮らしになっているかというところの中で、理由が非常に様々ですから、一人で生活できるから一人の人と、一人でしか生活できないという人が、ここは経済的には格段の差がありますから、ここを一緒にしてしまうというのはなかなかできない。したがって、一人暮らしというところからレンズを見るには限界があり、やはり働き方のところで見たり、職業訓練で見たりすることで、一人暮らしの中の差を少しずつ縮めてあげることが制度的には必要です。世帯の構造そのものが時間的には動いていますから、厳密にはパネル式に、この動態を見ていかないといけません。本日のお話は、横断的なデータをもってしていますので結果はいわゆる「点」でしか見えていないこともあります。2010年の一人暮らしが1950年の誰であったかというのが分かるような形で動態が見えますと、そこの中の、いわゆる貧困がどのような形で生成したのかというのは理論的には見えるはずなのですが、そこまでにはまだ至っていないというのが現状だと思います。

○中里会長

それでは、中央大学の山田昌弘教授をお招きしていますので、資料4の「家族格差社会」について御説明を頂戴したいと思います。お願いします。

○山田昌弘中央大学教授

今日は、細かい数字の議論というよりも、定性的な事例も含めた議論を皆様の参考情報として、家族格差の時代、家族の格差というものを変数として入れると、今の社会政策がどのように見えてくるかということを中心に話していきたいと思います。

初めに、「家族格差の時代の社会政策」の3ページをお開きください。

例えば、専業主婦家庭について、それを保護すべきかどうかということが言われていますが、同じ言葉を使っているにもかかわらず、格差が内包するケースが増えています。

これはなぜ気づいたかということ、専業主婦をしている私の卒業生が、国民年金保険料を払わなければいけなくなったと来たわけです。なぜかということ、夫が会社員から起業して独立した、つまり、独立した途端に、その妻は3号被保険者から1号被保険者になるため、年金保険料納付義務が生じる。3号被保険者というのは収入がない専業主婦をサポートするためのものではなかったのですか、夫が正社員からフリーランスに変わっただけで、私は収入がない専業主婦というのは変わっていないのに、年金保険料を納めろというのはおかしいのではないですかと言ったので、私は、厚生労働

省では、夫がフリーランスで妻は専業主婦という家族は存在しないことになっていると答えたのです。

例えば、同じ専業主婦家庭であっても、夫が正社員の場合、夫が自由業の場合、夫が非正規雇用者、低収入で厚生年金未加入の場合では大きな差があるわけで、夫が正社員の場合は配偶者控除で税金が優遇されて保険料免除。夫が、例えば、開業医のような自由業だと、税金は優遇されますが、専業主婦であっても年金保険料は納めなくてはならない。

しかし、問題はCの場合で、先ほど白波瀬教授もおっしゃっていましたが、夫は非正規雇用者で、低収入で厚生年金未加入の場合は、年収200万円から300万円の子供が二人であれば、配偶者控除の効果はほとんど0に近く、かつ年金保険料も納めなくてはならない。つまり、本来はこのような場合を支援すべきなのに、最も不遇になっている。

4 ページをお開けください。これは共働き家庭でも同じで、夫婦ともキャリアで高収入の場合は、もちろん子供を育てながらキャリアを追求できる施策が必要ですが、夫が正社員、妻がパートの場合は、優遇されるがゆえに、妻の収入を増やせないという問題がありますが、元々、先ほど白波瀬教授がおっしゃったように、夫婦とも非正規雇用で低収入の場合は、当然ながら、子供が生まれても育児休業は原則ほぼ取れないわけです。まさに、優遇しなくても良いところが優遇されていて、優遇すべきところに手が届いていないという現状が存在します。

また、同じ言葉を使っても、例えば、「単身高齢者」というのが何度も出てきますが、子供夫婦が隣に住んでいて、日常的に行き来しているのも単身高齢者に分類されますが、遠くに住んでいても、子がいて、仲が良い場合は、いざとなったときに子供が対処可能なわけです。

しかし、今、増えているのは、生涯未婚で、子などの「家族」がどこにもいない単身高齢者も出てきているわけです。いわゆる孤独死の温床になってきているわけです。現在の75歳ぐらいの人は、生涯未婚率が大体3%です。97%から98%の人が結婚していて、大体、年間百何十万人亡くなる中で、今、孤立死が大体3万人と言われていいますので、生涯未婚率と孤立死率が大体イコールになっています。そのようであると、5年前の2010年時代の男性の生涯未婚率が20%ですから、今から20年後、30年後には、おそらく、何十万人の孤立死という、Cのタイプ、つまり、家族が全くいない孤立死、引き取り手がいない孤立死が年間20万人から30万人になってくるのではないかと予測しています。

次に、先ほどの共働きののですが、共働きといった場合に、夫婦ともキャリアで勤めていると思ってしまいますが、6 ページに見るように、これは全国消費実態調査の個票分析を、総務省統計研修所のディスカッションペーパーで発表したものですが、夫婦とも正規雇用は14%しかいないのです。夫婦家族に限っていて、三世帯は除いてい

ます。夫は正社員、公務員だが、妻は非正規が30.5%。専業主婦は41.4%、夫婦とも自営は4.8%、その他がこのようになっています。

7ページをめくっていただきますと、夫婦家族に限れば、正規雇用同士の共働きは年代的にほとんど変わっていないのです。若い世代であればあるほど、正社員同士の共働きが増えているのであろうと思ってしまうのですが、実は、50歳から54歳までで、正規社員同士の共働きは16.8%なのですが、20歳から24歳、若くして結婚したカップルでは、正社員同士の共働きはわずか16.2%しかいません。

これがなぜ重要かというところ、8ページで、正社員同士の共働きは、中央値、年収900万円なのですが、非正規共働きや専業主婦の中央値収入はそれほど変わらない。もちろん、その他の中には、先ほど言ったように、夫が非正規社員など、そのようなケースが含まれていますが、その他が一番低い。

税制調査会ということで、9ページをお開きいただくと、日本では、共働きといっても、実際、増加しているのは非正規の共働きなので、税金や社会保険料がほとんど増えないということをここで述べたかったわけです。例えば、直接税ですと、正社員同士で共働きしている人は月に4万円払っているのに対して、非正規共働きと専業主婦は2万6,000円余り、2万7,000円余りと、ほとんど変わらない。税金を納めないように働き方を抑制するため、非正規共働きが増えたとしても税収の増加にはならない。逆に言えば、多少共働きが増えたように見えますが、実は正社員同士の共働きが増えていないので、家庭からの税収は増えないことになっています。

続きまして、ここからは、税金やサポートに対する考え方を示したものです。自分が働いた成果を、見返りを求めず、他者に分け与える、自分の行いたいことを犠牲にしても、他者にサービスする、つまり、個人主義化している近代において、このような連帯が可能であるかというところで、11ページに行きます。

近代社会というのは、基本的に家族と国家に依存してきました。家族なら分け与えられるであろうと。ペットを家族とみなす人のインタビュー調査等をしてきたのですが、ペットのためには100万円の手術料も出すという人もいる一方で、虐待する人もいるということです。

また、国民なら分け与えられるであろうと。

一昔前の会社は、会社や他の社員の利益を犠牲にしても、不必要な人材を雇い続けて、与え続けたのですが、今は家族と国家が社会の単位になっているわけです。

12ページに行きます。したがって、近代社会というのは、生活に困った人がいたときに、家族であれば、大いに助けるであろう、国民であれば、少しは助けるであろうということを前提に成り立っていたのです。

13ページに行かせていただくと、それには前提条件があって、全ての人に家族がいて、経済的に安定している、政府財政が健全で経済が成長しているという前提のもとで、家族や国民、国家において、自分を犠牲にしても他者に分け与えるということが

行われて、うまくいったわけです。

14ページに行きます。今、起きていることは何かというと、家族の格差というよりも、家族がいる、いないという格差が生じてきているということです。つまり、未婚、離別、死別や子供なしといったような、そもそも家族が存在しないケースが増えている。また、非正規共働きといったように、家族がいても、その家族がほかの家族を助けられるほど強くないケース。さらには、家族がいても分け与えない、家族を離脱するケース。3が2の結果であることが多いというのは、離婚家庭のインタビュー調査、事例調査もしたのですが、夫が失業したり、収入が低くなったので、やむなく離婚して、妻と子供が実家に帰る。もちろん経済的に十分な状況で離婚するケースもあるのですが、そのようでないケースが相当あります。つまり、世帯を分離することによって何とか生活を保とうとするという形での離婚というものも実際増えているわけです。

次は、国民国家に関しては、これもよく言われていることですが、福祉の時代と言われた1970年代ぐらいは収入が上がっていたわけです。収入が上がっているときに、上がった収入の一部をほかの国民に分け与えようというのは容易に合意できたわけですが、今の自分の生活水準を下げても負担するということが、心理的に抵抗は大きくなっています。つまり、収入が増加しない傾向であることが、再分配を難しくしているところかもしれません。再分配といったときに、分け与えても自分の生活が変わらないような相当な富裕層であれば良いですが、もしくは収入が上がっていく分を分け与えるのなら良いのですが、結局、分け与えると自分の生活水準が落ちてしまうという事態に、どう説得するかという問題が出てきていると思います。

16ページですが、家族が存在しない、弱者しかいない家族に対して、どのように支援させるか。自分や自分の家族の生活水準を下げても他の人々に負担するように説得するという二つの課題を抱えているため、大変ですという話をしています。

ここに来て、日本社会の弱みが出てきていると思っています。日本は家族主義が非常に強いので、御存じの方もいると思いますが、20年ぐらい前に、パラサイトシングル、つまり、親同居未婚子、日本の未婚の若者はほとんどが親と同居しているわけであって、一人暮らしの若者は非常に少ない。現段階で、成人した未婚の若者は、8割は親と同居しています。一人暮らしをしている未婚の若者は大体2割に過ぎないというぐらい、家族の中でとにかく解決しなければならない。逆に言えば、家族以外のコミュニティが弱いということは、サポート可能な家族がいない人の存在を想定していない社会制度を作っている。

そして、階層流動性が低く、生活水準が高い中で、家族の収入増大が見込めないという事態は想定外かもしれません。アメリカはもちろん日本より格差が大きいのですが、流動性が高いため、収入が高くなる人もいれば、収入が低くなる人もいるという形で、よく格差やジニ係数で言われるのは、一時点の格差をとれば、確かにアメリカの格差は高いが、収入が高くても失業する可能性もあるし、逆に上がるチャンスがあるとい

うので、生涯所得の格差を考えたら、アメリカよりもイタリアが高いというデータが前に出ました。生涯所得としての格差は、おそらく、日本は相当高くなる可能性はあります。つまり、若い頃ついた格差が一生固定してしまうという意味で、一時点の格差を問題にするのか、生涯所得の格差を問題にするのかということは、一つ、考えても良い視点かもしれません。

そこで、日本の社会保険制度の特徴と言いますか、家族に依存した制度の特徴を少しお話しします。

19ページに行きますと、社会的リスクから守ること、社会的分断に橋をかけることというマーシャルの原則があります。

20ページに行きます。「近代家族」、つまり、夫は主に仕事、妻は主に家事や育児で、豊かな生活を目指すというのは、全ての人々が近代家族を形成でき、家族の中に家族を扶養可能な男性がいるというのを前提に作られていたわけです。

具体的に言うと、21ページに示したように、大人がフルタイムで働けば、家族が人並みの生活をするのに十分な生活が得られる。望めば、皆結婚できる。特に女性にとってみれば、正社員の男性と結婚できるという前提のもとに作られていたわけです。

22ページに行きますと、現行の社会保障、福祉制度というのは、そのような標準的ライフコースを送る人々の人並みの生活を保障するために出てきたものだという事です。

23ページに行きますと、この条件は大体1990年頃まで当てはまっていたのは、自営業は安定して存続できる。世代内に関しても、世代間に関しても存続できた。母子家庭の話が出てきましたが、今から40年から50年前は、いわゆるたばこ屋さん、最も規制された産業であるたばこ販売業が、戦災母子家庭の保護のために配置されたという話も聞いたことがあります。つまり、様々な意味で自営業が保護されていて、男性は必ず正社員になれて、定年まで勤められ、女性は自営業か正社員と結婚でき、離婚できないということで、この条件が当てはまったわけです。

現在はその前提条件が崩壊したということで、26ページに行きますと、1990年代後半から現行の社会保障制度の前提が失われたわけで、新しい経済の浸透が、誰でもフルタイムで働けば扶養可能収入を得られる。これは出さなかったのですが、消費実態調査を使って、未就学児を育てる母子家庭の経年変化を1984年から2004年まで分析したのです。つまり、1980年代は母子家庭であっても正社員で働いていたが、1990年代に入って急速に非正規の母親と未就学の子供が増えていくということがありました。誰でも結婚して家族が持て、離婚しないという条件が揺らいでくるわけです。

27ページにあるように、望んでも正社員になれない人、転落してしまう人、そして、いわゆる零細自営業が衰退していきます。

28ページが、出生動向調査から再集計したのですが、未婚者の正社員率と無職率を出したものです。1992年の段階では、20代前半は学生が多いのですが、学生を除いて、25歳以上の未婚男性の85%ぐらいは正社員だったわけですが、2010年段階だと、25

～39歳までの若年男性の正社員率は6割を切ってきます。

当然、女性も同様で、男女雇用機会均等法ができて、キャリアで働く女性も増えてきましたが、逆に未婚女性の正社員率は1990年代に入って低下しています。

つまり、近代家族を形成できてしまった人は良いですが、近代家族を形成・維持できない若者が増えてきます。未婚、離婚、できちゃった婚が増えてきて、今の若者の25%が一生未婚。学生にこの数字を言うと、皆驚きますが、100人いたら25人は一生結婚しない、今、離婚確率が大体3分の1以上ですから、結婚する75人のうち、25人は一回は離婚する、結婚して離婚しない人は今の若者の2人に1人になりますという話をしていて、事前に予測できないと。自分が未婚か、未婚でないかというのを事前に予測できない。独身主義者は少ないし、結婚した人で離婚を予測している人はまずいませんから、それが事前に予測できないという時代に突入したわけです。

その理由は、若年男性の経済格差が拡大したこと。まだまだ男性が経済的に扶養するものという意識が強いこと、そして、親と同居して、いつまでも待てる。いつまでもというか、待てるということです。

32ページですが、これは様々なところで引用されている、結婚相手に望む年収と現実の未婚男性の年収の比較のグラフです。つまり、女性は年収400万円以上、600万円以上、800万円以上を望むが、現実の未婚男性の年収は200万円未満が38.6%、200万円以上400万円未満が36.3%ですので、この希望を前提とする限り、結婚というものが少なくなるわけです。

33ページに行きますと、今の若者は家族形成格差というところに直面していて、典型的な近代家族を作り保てる人と、それができない人へと分裂しているというのが現実です。

34ページに行きますと、近代家族を形成・維持できる人は低リスクのままですが、近代家族を形成・維持できない人が増えていくという状況になっています。

35ページは、財務省の資料にもありましたが、結局、親と同居する若年未婚者の割合は増えて、高どまりをしているという図です。

36ページは、若者が三つに分解し始めている。近代家族を形成・維持できている若者、正社員男性と結婚した女性の組み合わせ。もちろん、正社員男性と結婚した女性が正社員であるか、主婦であるかは問いませんが、いわゆる近代家族を形成・維持できる若者と、とりあえず低収入だが、頼る家族がいる、つまり、親同居未婚者は、先ほど白波瀬教授が、離別母子家庭の3分の1が親元に戻るといってお話をしましたが、私の調査でも、子供を育てている、未婚か離別かは区別できませんが、大体3分の1は親と同居して、おそらく、親の扶養を受けています。さらに、頼る家族もおらず、収入も少ないという若者がますます増えていきます。

37ページは、これも財務省の資料にありましたが、35歳から44歳までの未婚者のうちで、親と同居している人が、2012年の時点で大体305万人いる。総務省の研究官が計

算したものです。この研究官は、いわゆる失業率も計算していきまして、失業率が10%ということは、親が大体70歳として、親の年金で生活している40歳ぐらいの、若者と言えない壮年が数十万人は存在しているということで、親が亡くなった後の破綻が心配です。親の死を隠して年金を受け取り続けたということで摘発される事件が増えているのも、この結果です。

39ページに行きますと、今までどおりの家族を作れた人はリスクから守られているが、従来型の家族を作れない人たちは、様々なリスクにさらされて、リスクが起きた場合に、確実に貧困状態に陥ってしまうであろう。そして、従来型の家族を作る人々、作れない人々が若者において始まって、それが経年進行とともに、今、中年段階まで、この分断が広がってきていると評価しています。

40ページです。結婚しやすいような支援を行っていく、経済的環境を作るということも必要なのですが、いわゆる近代家族を作れなくても安心して生活できる仕組みも必要になっていくと言えらると思います。

少し定性的、理念的なお話が多かったので、様々な議論があると思いますが、報告はこれで終わりたいと思います。

○中里会長

非常に多くの内容を短い時間の中でお願いしてしまって、申し訳ありませんでした。

なかなか救いのないような暗い話なのですが、これを何とかするのが我々の役割です。

宮崎委員、どうぞ。

○宮崎委員

山田教授はパラサイトシングルという概念を発表されるなど、家族のあり方を非常に鋭く切り込んで御覧になっているのですが、今日は家族の離脱というお話も出まして、それから、先ほどの白波瀬教授の遺産相続のお話などがあると、数字データの上では全く独立した別の世帯でも、暮らし方は実は違っているのではないか。データ的には独立した世帯がゆるやかに統合して運営されているなど、これから社会を構成する最小ユニットである家族をどのように考えていくのか。特に税や社会保障の制度を考えると、徹底して個人で考えるしかないのか、あるいは住民票上、一緒の住所にいても、例えば、祖父母が孫にお小遣いをあげたり、生活の面倒を見ていたりするときの二つの世帯の関係を大きく家族とくくってユニットにするのかといった、様々なテーマが出てくると思うのですが、制度設計の上での社会の最小ユニットについて、どのように考えているか、教えていただけますか。

○山田昌弘中央大学教授

社会保障の単位としては、個人に焦点を当てて支援していかないと、その家族の持続可能性がなくなってしまうと考えています。例えば、壮年親同居未婚者のケースですと、問題が隠されてしまうわけです。親の年金で生活をしていて、親の年金で子供の

年金・保険料を代わりに支払ってあげているという倒錯したケースも増えているわけです。そのようにしてしまうと、問題が隠されてしまうわけです。親の年金で生活できている、子供がいるので親の介護は何とかなっているというので、うまくいっているように見えますが、それは持続可能ではない。もちろん家族で生活するのは支援されるべきなのですが、サポートの単位を個人単位にしてサポートしていくということは必要だと思います。高齢の介護が必要な親と、未婚で収入を親の年金に頼っている子供というケースですと、それぞれお互いに、収入の少ない未婚の中年としてサポートされるべきですし、介護を受けている高齢者もまた別な形でサポートを受けるべきだと考えています。家族で生活するのは良いのですが、サポートの単位は個人で行うとするほうが持続可能だと思います。

○中里会長

梅澤特別委員、どうぞ。

○梅澤特別委員

この後のセッションでまた、どのような社会、あるいはどのような価値観を目指すのかという議論をかなり集中的に行うのであろうと思います。その前段階ということで、お二人の教授からいただいた示唆深い話を受けて感じたことを申し上げます。

一つ目は、目指すべき価値観という意味では、白波瀬教授からお話があった、家庭、あるいは個人ではなくて、社会が子供を育てていく、ということもとても大事なポイントであると思いますし、それに加えて、今、山田教授から話がありました家族形態の多様化を受け入れて、それを前提として制度を組み直す、あるいは正規・非正規、賃金格差のお話もありましたが、どのように考えても、これから雇用形態もより多様化をしていくのが日本社会の方向性であると思うので、そのような意味では、古き良き家族観、あるいは古き良き労働観というのは一回、ゼロベースでクリアをして、これからの必要とされる社会にどのような税制、あるいはどのような社会保障がフィットするのかという議論をすべきであると思いました。

同じ文脈から重要なのが、人的資本への投資と、先ほど増田委員がおっしゃった話で、人生が長くなって、様々な形の柔軟な労働形態が増えて、かつキャリアチェンジも増える、かつグローバル化の社会なので、低付加価値の労働者は常にプレッシャーを受ける。そうであると、一人一人がどれだけ人的資本としてアップグレードをしているか、それを社会としてどのようにサポートしていくかという観点で、税、あるいは社会保障、あるいはインセンティブ作りという意味でとても大事だと思いました。

それから、もう一つ、今日出なかった論点で、これもどこかで議論したほうが良いと思うのは、世界全体が人材獲得競争をしています。そうであると、競争力の高い人材はかなり流動性も高まっていて、一国内での最適化をしているだけでは、恐らく抜け漏れていってしまう。ある意味で所得税制の議論と同じようなことが個人所得課税の中でも勘案しなければいけないポイントとして出てきていると思います。具体的な解決

策はこれから皆様で議論していきたいと思いますが、論点として挙げさせていただきます。

○沼尾委員

一点お伺いします。今、農山村を回っているのですが、地域を回っていると、確かに親の年金を当てにして母子世帯が農山村に戻るケースもあるのですが、むしろ、若い人たちが、今までなかったつながりの中で新しいコミュニティと言いますか、シェアハウスといった、つながりを作って、そこで何とか助け合って衣食住を確保しようという動きが出てきています。それはある意味、社会保障の衰えでもあるのかもしれないし、家族の衰退ということもあるのかもしれないのですが、特に35歳より下の世代で、都市部でも農山村でもつながるという動きが随分見えてきている。そのようなところも含めて、これからのつながりのあり方のようなところに関して、山田教授の方で何かお考えのところがあれば教えていただけないかと思います。

○山田昌弘中央大学教授

そのようなつながりの面が確かに出てきていると思います。シェアハウスを研究している人もいますし、グループホームという形で多世代の人たちが一緒に住んでいる形もあります。

ただし、問題は、何がそれを保障するかというのがあります。そのように助け合いをしていたら、一人がお金をサポートされたまま逃げてしまったというケースも報告されていて、家族以外のつながりで弱者のサポートをしようという場合は、それを何かの形で保障し合うことを担保することが必要になってきていると思います。

したがって、日本において、同棲や、シェアハウスなど、そのようなものの共同性が普及と言いますか、欧米のように振興しないのは、余り担保が取れないから、結婚して何らかの保障を得たいという形で婚活の方が流行してしまうという状況ではないかと思います。つまり、日本では、家族なら保障されますが、家族ではない形態は余り保障されないというような二分法が強過ぎるため、新しい形態に期待したいのですが、余り広がらないのではないかと考えています。

○中里会長

今、梅澤特別委員が御指摘くださったように、これは国際的な競争の話です。サポートは当然重要なのですが、前向きに攻めていく、問題にどのように対処していくかという姿勢を打ち出していくことが必要になってくると思います。

ここまで三回で、マクロの経済動向や、人口構造、家族、家計、再分配などの経済社会の構造変化について、事務局からの資料説明や有識者の方々のヒアリングを行い、議論を深めてきました。

この後も議論を継続していきたいと思いますが、骨太の方針にありますとおり、何度も申しますが、若い世代に光を当てるといふ書き方がされている中で、「若者」「高齢者」「働き方」といったトピックについて、先ほど増田委員からお話があったと思

ますが、もう少し有識者からのヒアリング等を交えた「実像」のセッションを行って、経済社会の構造変化についての共通認識を深めていくこととしてはどうかと考えています。この点、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○中里会長

では、もう少しヒアリングで状況を深めていきましょう。

それでは、具体的にどのような方をお呼びするか等については御一任いただければと思います。よろしくお願いします。

次回の総会につきましては、改めて事務局から御案内をします。

本日の会議は以上です。お忙しい中、本当にありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。